

地域子ども・子育て支援事業に関する 量の見込みと提供体制の確保について

平成26年12月11日

兵庫県子ども・子育て会議
教育・保育需給検討部会資料

I 地域子ども・子育て支援事業の概要

1 基本的事項

- 市町村は、子ども・子育て家庭を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従い、2に記載の13事業を実施する（子ども・子育て支援法第59条）
 - 国又都道府県は同法に基づき、事業実施に必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる（負担割合は国：県：市町＝1：1：1 政令市・中核市も県負担あり）。
- 子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、県計画に年度ごとの地域子ども・子育て支援事業計画の量の見込みや、確保方策を記載することは義務付けられていないが、事業の実施にあたり実施箇所数等について課題が生じるおそれがある事業（利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポートセンター事業、病児保育事業、放課後児童クラブ）について、7月25日に推進方策をお示した。
- 今回、7月25日に推進方策を示した事業に加え、施設型給付と密接に関係する一時預かり事業について、計画に記載する方向とし、市町計画の積上げによる「量の見込み」と「確保方策」をとりまとめた。
- とりまとめに当たっては、8～9月にかけて市町に対して計画のヒアリングを行い、事業の実施予定がない場合には、実施の働きかけを行なうなど提供体制の確保に努めた。

2 各事業の概要

番号	区分	事業名	事業概要
1	全ての子どもを対象にした事業	新利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
2		地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を実施する事業

I 地域子ども・子育て支援事業の概要

番号	区分	事業名	事業概要
3		ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
4		乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
5	保育所の 附随的事業	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点等において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業
6		延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
7		病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業
8	小学生を対象	放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に小学校の余裕教室、児童館等を活用して適切な遊び及び生活の場を確保し、その健全な育成を図る事業
9	その他	子育て短期支援事業	保護者の疾病等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業
10		養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
11		妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
12		新実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
13		新多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

Ⅱ 利用者支援事業

1 事業概要

事業の目的

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援。

主な事業内容

○総合的な利用者支援

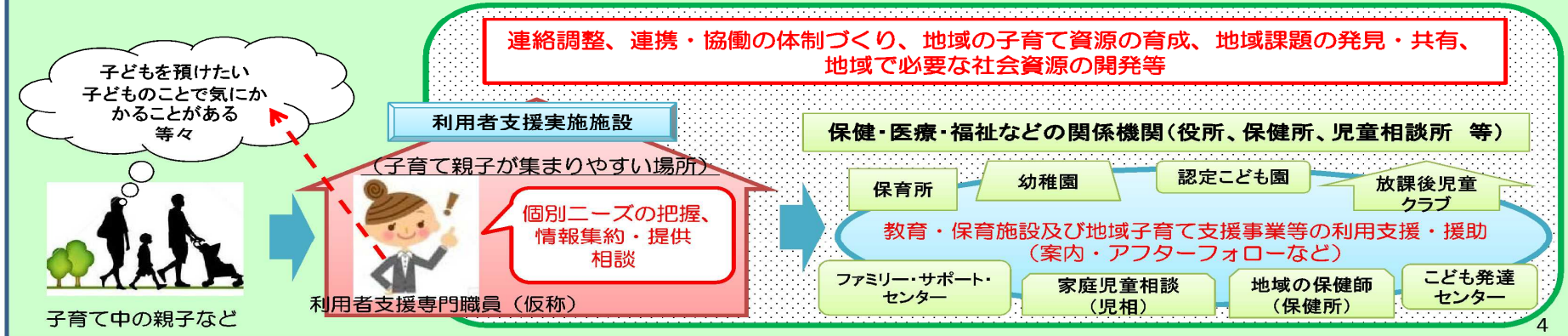
子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」

○地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等

いずれかの類型を選択して実施。

- ① 「基本型」：「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態
(主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用。) (例；地域子育て支援拠点事業で実施の「地域機能強化型」)
- ② 「特定型」：主に「利用者支援」を実施する形態 ※地域連携については、行政がその機能を果たす。
(主として、行政機関の窓口等を活用。) (例；横浜市「保育コンシェルジュ事業」)



Ⅱ 利用者支援事業

2 事業創設の背景

新制度では、多様な教育・保育施設や事業が用意されることから、子どもや保護者がそれらの中から自分の家庭に一番ふさわしいメニューを、確実かつ円滑に利用できるようコーディネートが必要であるため。

※ 当初の政府案にはなかったが、国会審議の過程でその重要性が共通認識され、3党合意に基づき法定化された。

3 現状及び課題

(1) 新制度の効果的な運用に極めて重要な事業であり、積極的な事業展開が望まれるが、今年度、保育緊急確保事業において、県内では6市（別表のとおり）のみが実施

(2) 今年度実施する市の内、市役所等行政の窓口で対応する「特定型」が多数となっているが、国は地域連携の実施と、「親子が集まりやすい場所」で気軽に相談に応じる「基本型」を推奨しており、これを推進する必要がある。

H26年度 利用者支援事業の実施予定

類型	実施状況		
	実施市町	箇所数	内訳
基本型	2市	2か所	宝塚市、三田市
特定型	4市	14か所	神戸市(11か所)、姫路市、西宮市、朝来市

4 推進方策案

(1) 制度創設の背景を踏まえ、8～9月に行う市町ヒアリングを通じて、全市町に対して、基本型を前提に早期の事業開始を働きかける。

(2) 基本型の実施を前提にするが、地域の実情を踏まえ特定型の実施も可とする。

Ⅱ 利用者支援事業

5 量の見込みと確保方策

年 度		26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み			72 か所	73 か所	75 か所	76 か所	76 か所
確保 方策	箇所数	16 か所	67 か所	70 か所	73 か所	75 か所	76 か所
	具体策等	6市	全市町実施 主なもの 神戸市11か所、多可町6か所、丹波市6か所、西宮市5か所、尼崎市3か所、 朝来市3か所、香美町3か所				

Ⅲ 地域子育て支援拠点事業

1 事業概要

背景

- ・ 3歳未満児の約7～8割は
家庭で子育て
- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・ 男性の子育てへの関わりが少ない
- ・ 児童数の減少

課題

- ・ 子育てが孤立化し、
子育ての不安感、負担感
- ・ 子どもの多様な大人・子ども
との関わりの減

地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、
相互交流や子育ての不安・悩み
を相談できる場を提供

地域子育て支援拠点

- 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、
乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施
- NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、
子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上

事業内容

- ① 交流の場の提供・交流促進
- ② 子育てに関する相談・援助
- ③ 地域の子育て関連情報提供
- ④ 子育て・子育て支援に関する講習等

地域支援

- ① 子育て関連事業の利用に
あたっての支援する取組
- ② 地域における親・子の育
ちを支援する取組

解消

育児不安



地域で子育てを支える

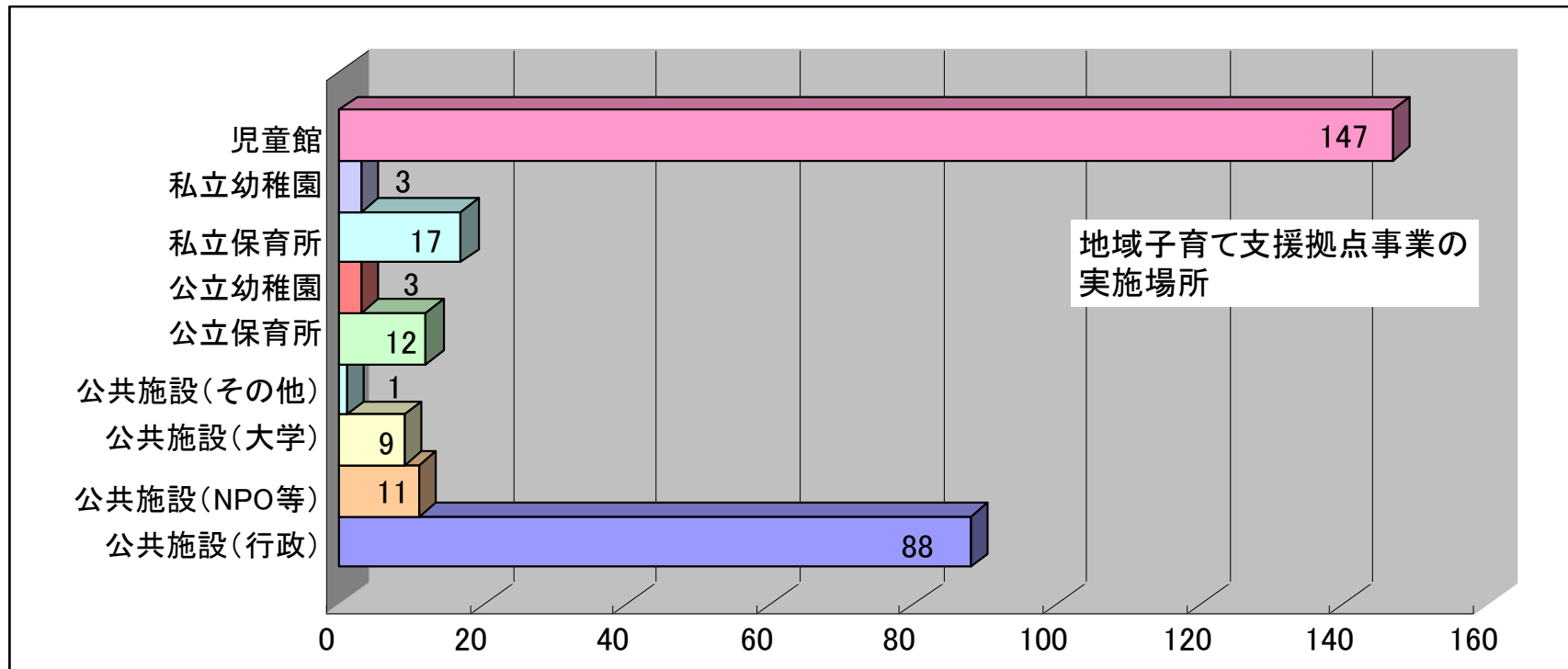
平成24年度実施か所数
(交付決定ベース)

5,968か所

Ⅲ 地域子育て支援拠点事業

2 実施場所

本県における本事業の実施場所は、児童館が最も多く 147 箇所、次いで子育て支援センター等の公共施設で市町が運営しているものが 88 箇所となっている。



Ⅲ 地域子育て支援拠点事業

3 現状と課題

- (1) 国は「子ども・子育てビジョン」(H22.1.29策定)において、平成26年度までに1万か所(中学校区に1箇所)の設置目標を掲げているが、平成24年度の実施箇所は5,968か所に止まっている。
- (2) 中学校区に1つ設置とすれば、本県には345か所(H25年度の市町立・組合立の中学校数)が必要。これに対して実施か所は291か所(H26.3月届出)に止まっている。

<参考>

本県では、類似の事業として「乳幼児子育て応援事業」(私立保育所対象)、「1・2歳児子育て応援事業」(私立幼稚園)を実施しており、開設時間等の違いはあるが、これらを含めると国の設置目標を超えている。

[類似事業の比較]

	地域子育て支援拠点事業		乳幼児子育て応援事業	1歳児子育て応援事業 2歳児子育て応援事業
	一般型	連携型		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 子育て等に関する相談、援助の実施 地域の子育て関連の情報提供、子育て・子育て支援に関する講演会等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 子育ての知識と経験を有する専任の者1人以上 	<ul style="list-style-type: none"> 親を対象とした教室 親子で体験する講座 	<ul style="list-style-type: none"> 親を対象とした講座 親子で体験する教室(1歳児向け) 子育てサロンの開設、運営 子育て相談 ・ 親子交流会
開設時間等	週3日以上、1日5H以上	週3日以上、1日3H以上	年間96回又は48回以上 1日5.5時間	2歳児 年間96回まで 1歳児 200(又は100日)以上
職員配置	子育ての知識と経験を有する専任の者2人以上	子育ての知識と経験を有する専任の者1人以上	特になし	2歳児 幼児6人に教員1人 1歳児 企画・相談対応等を行う職員1人
実施場所	公共施設、保育所等の児童福祉施設、小児科医等の医療施設	児童館・児童センター、保育所等	私立保育所	私立幼稚園
事業費	3,583~7,948千円/園 事業の追加に応じた加算有り	1,696~2,640千円/園 事業の追加に応じた加算有り	592~1,185千円/園	2歳児 8~1,536千円/園 1歳児 650~1,300千円/園
実施箇所数	291箇所		438園 (H25)	2歳児 157園 (H25) 1歳児 46園 (H25)

Ⅲ 地域子育て支援拠点事業

4 推進方策案

- (1) 本事業は、利用者支援事業の拠点となることも考えられることから、市町に対しては「子ども・子育てビジョン」に基づき、中学校区に1か所程度の設置を働きかける。
- (2) 実施主体については、地域の子育て支援が義務付けられている認定こども園（特に幼保連携型）を中心に、幼稚園、保育所の活用を働きかける。

5 量の見込みと確保方策

年 度		26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み			1,828,521 人日	1,805,139 人日	1,771,043 人日	1,738,732 人日	1,708,233 人日
確保 方策	箇所数	293 箇所	309 箇所	309 箇所	314 箇所	316 箇所	319 箇所
	具体策等	37市町	全市町で実施 神戸市134か所、姫路市29か所、西宮市20か所、宝塚市14か所、尼崎市11か所 など				

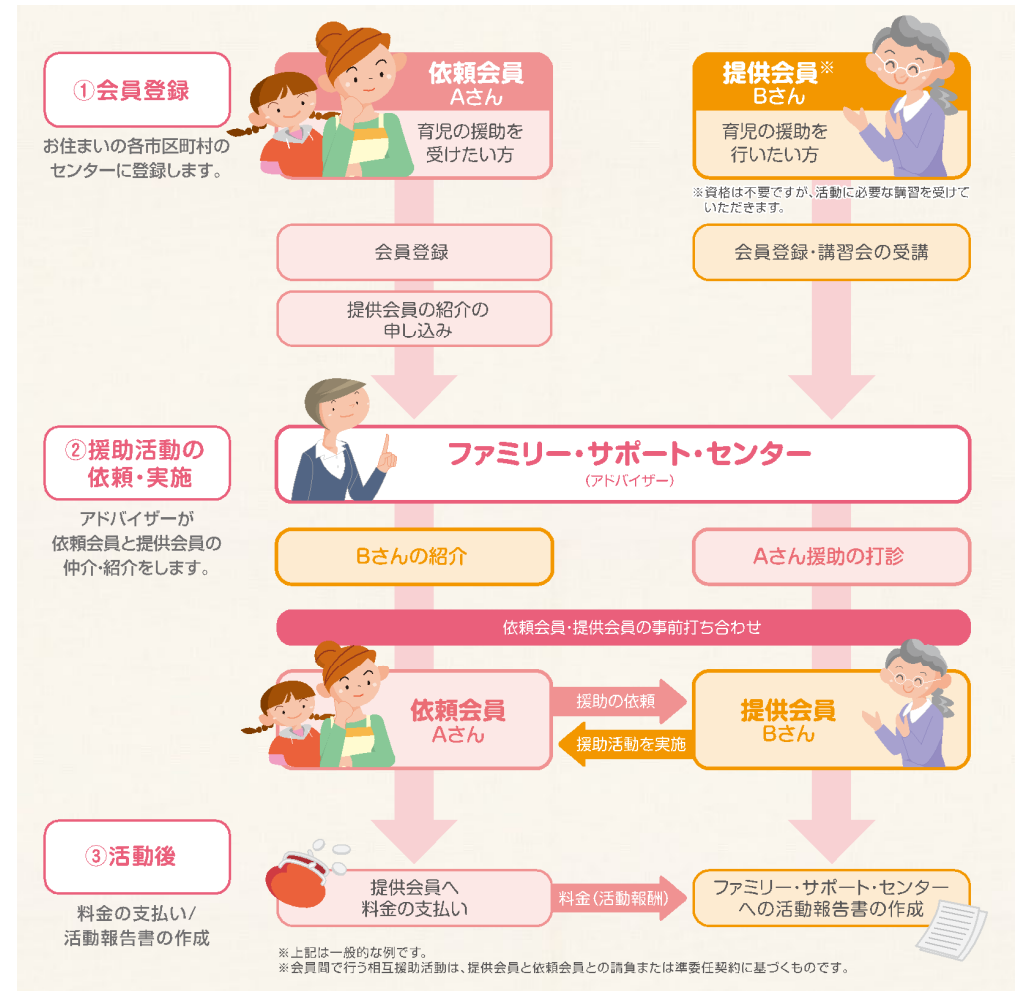
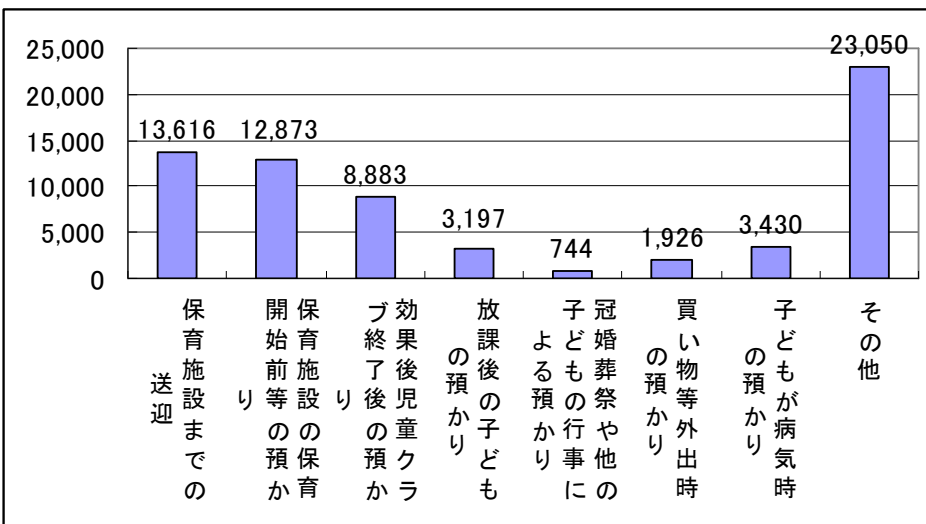
IV ファミリー・サポート・センター事業

1 事業概要

会員の相互援助により次の事業を実施

- ①保育施設までの送迎
- ②保育施設の時間外や、放課後などでの子どもの預かり
- ③保護者の買い物等外出時の子どもの預かり
- ④保護者の病気、冠婚葬祭等急用時の子どもの預かり
- ⑤病児・病後児、早朝・夜間等緊急時の子どもの預かり（一部地域）

H25 年度活動実績



IV ファミリー・サポート・センター事業

2 これまでの取組

- (1) 本県では H12 年度から、センター開設から5年間の運営費補助（県単独）を実施
- (2) あわせて、依頼会員と提供会員のマッチングを行う、センターのアドバイザーの研修事業を実施
- (3) 国では H26 年度から、補助要件を会員数 100 人から 50 人に引き下げ。

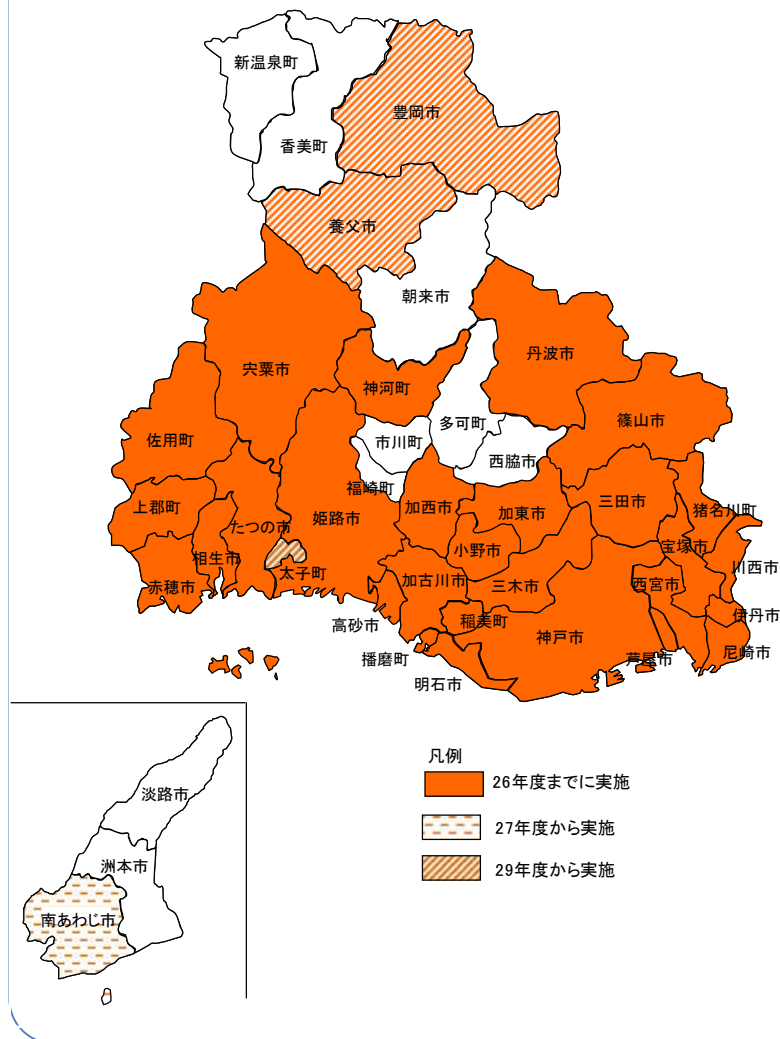
3 課題

- (1) 事業の性質上、病児保育事業や一時預かり事業を補完する事業として期待ができるが、主に但馬や淡路で未実施市町がある。
- (2) 提供会員数の確保（増加）

会員数(単位:人)

内 訳		H24年度	H25年度	H25-H24
会 員 数	依頼会員	19,561	19,228	△ 333
	提供会員	5,895	6,077	182
	両方会員	2,817	2,769	△ 48
合計		28,273	28,074	△ 199

ファミリー・サポート・センター事業の実施状況と実施予定



Ⅳ ファミリー・サポート・センター事業

4 確保方策案

次のような事例等について、未実施市町に周知し、事業実施を働きかける。

- ① 病児保育等他事業の補完の好事例の紹介
- ② 広域実施市町の事例紹介（猪名川町と川西市は、川西市のセンターを活用し、広域で事業実施）
- ③ 国制度の要件緩和及び県単独の運営支援制度のPR

5 量の見込みと確保方策

区分	27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
	量の見込み	確保策	量の見込み	確保策	量の見込み	確保策	量の見込み	確保策	量の見込み	確保策
一時預かり (未就学児)	671,965	73,615	671,766	75,371	664,789	75,225	656,167	74,107	647,940	73,002
一時預かり (就学児)	61,284	58,047	61,673	58,770	61,867	60,521	62,499	61,834	62,676	62,676
病児・病後児	59,499	247	58,843	245	58,072	342	57,404	340	56,571	423
合計	792,748	131,909	792,282	134,386	784,728	136,088	776,070	136,281	767,187	136,101

※一時預かり（未就学児）の「量の見込み」については、一時預かり事業（幼稚園型を除く）の量の見込みである。

※病児・病後児の「量の見込み」については、病児保育事業の量の見込みである。

V 一時預かり事業

1 一時預かり事業（幼稚園型）

(1) 事業概要

幼稚園等が主に園児を対象に行なう幼稚園型の一時預かり事業を創設

		「幼稚園型」の要件等									
実施主体		市町村 (子ども・子育て支援法に基づく「 地域子ども・子育て支援事業 」として実施)									
実施場所		幼稚園又は認定こども園									
対象児童		在籍園児 (教育標準時間認定(1号認定)の子ども) ※ 保育認定の子どもは、通常の教育時間、預かり保育とも一括して施設型給付の対象 園児以外の子ども一時預かりも併せて実施可									
職員	職員数	認可保育所と同じ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>0歳児</td> <td>3:1</td> <td>1・2歳児</td> <td>6:1</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>20:1</td> <td>4歳以上児</td> <td>30:1</td> </tr> </table> 2人以上の配置を求めると、幼稚園等の職員(保育士又は幼稚園教諭)からの支援を受けられる場合は、 1人で可 ※ 担当職員は常勤・非常勤を問わない	0歳児	3:1	1・2歳児	6:1	3歳児	20:1	4歳以上児	30:1	
	0歳児	3:1	1・2歳児	6:1							
3歳児	20:1	4歳以上児	30:1								
	資格	保育士又は 幼稚園教諭(3歳以上児に限る)									
設備・面積	保育室等	認可保育所と同じ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>2歳以上児</td> <td>保育室又は遊戯室</td> <td>1.98㎡/人</td> </tr> <tr> <td>2歳未満児</td> <td>乳児室</td> <td>1.65㎡/人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ほふく室</td> <td>3.3㎡/人</td> </tr> </table> など ※ 通常の教育時間終了後等の保育室又は遊戯室で可	2歳以上児	保育室又は遊戯室	1.98㎡/人	2歳未満児	乳児室	1.65㎡/人		ほふく室	3.3㎡/人
2歳以上児	保育室又は遊戯室	1.98㎡/人									
2歳未満児	乳児室	1.65㎡/人									
	ほふく室	3.3㎡/人									
補助単価		一時預かり事業の他の類型や公定価格との整合性を踏まえ検討									
実施形態		利用者の 居住市町村が園に委託等して実施 (当該市町村域外に所在する園も含む)することを基本とする(関係市町村間で調整が付く場合は、施設所在市町村が実施可) ※施設型給付と同様の形態									
その他		事業開始時に都道府県知事(指定都市、中核市の長)に事前の届出(児童福祉法第34条の12)									

V 一時預かり事業

(2) これまでの取組

- 私立幼稚園では、幼稚園園則等で定める通常保育時間以外に当該幼稚園で園児を過ごさせることを「預かり保育」と定義
- 平日の通常保育以外にも、土・日曜日等の休業日や、夏休み等長期休業期間中の預かり保育を実施する園もある。
- 私学助成の一つとして、県から園に運営費の一部を担当教員数や実施時間等に応じて補助

(3) 新制度における取扱い

① 認定こども園に移行した場合

- ・ 保育標準認定、保育短時間認定を受けた子ども
⇒それぞれの認定に応じた施設型給付
- ・ 専業主婦家庭等が一時的に利用する場合
⇒原則「一時預かり事業」

② 施設型給付を受ける幼稚園⇒原則「一時預かり事業」

③ 施設型給付を受けない幼稚園⇒原則「預かり保育」

<事業実績>

年 度		H 2 4	H 2 5
平日	学 法	1 9 6 園	1 9 7 園
	非学法	2 4 園	2 4 園
	計(a)	2 2 0 園	2 2 1 園
	実施率(a/d)	91.7%	92.1%
休業日	学 法	6 園	6 園
	非学法	0 園	0 園
	計(b)	6 園	6 園
	実施率(b/d)	2.5%	2.5%
長期休業日	学 法	9 3 園	9 4 園
	非学法	1 1 園	9 園
	計(c)	1 0 4 園	1 0 3 園
	実施率(c/d)	43.3%	42.9%
全 園 数(d)		2 3 9 園	2 4 0 園

(4) 量の見込みと確保方策

年度		26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
量の見込み	① 1号認定による利用	- 人日	313,789 人日	310,700 人日	305,713 人日	299,686 人日	294,864 人日		
	② 2号認定による利用	- 人日	1,930,630 人日	1,854,344 人日	1,788,857 人日	1,753,660 人日	1,714,751 人日		
	合計(①+②)	- 人日	2,244,419 人日	2,165,044 人日	2,094,570 人日	2,053,346 人日	2,009,615 人日		
確保方策	一時預かり事業(幼稚園型)		1,595,207 人日	2,164,962 人日	2,130,005 人日	2,075,721 人日	2,044,231 人日	2,009,615 人日	
	具体策	実施園数	485 園	533 園	574 園	585 園	592 園	597 園	
		内訳	公立	- 園	261 園	273 園	275 園	278 園	281 園
			私立	- 園	272 園	301 園	310 園	314 園	316 園

V 一時預かり事業

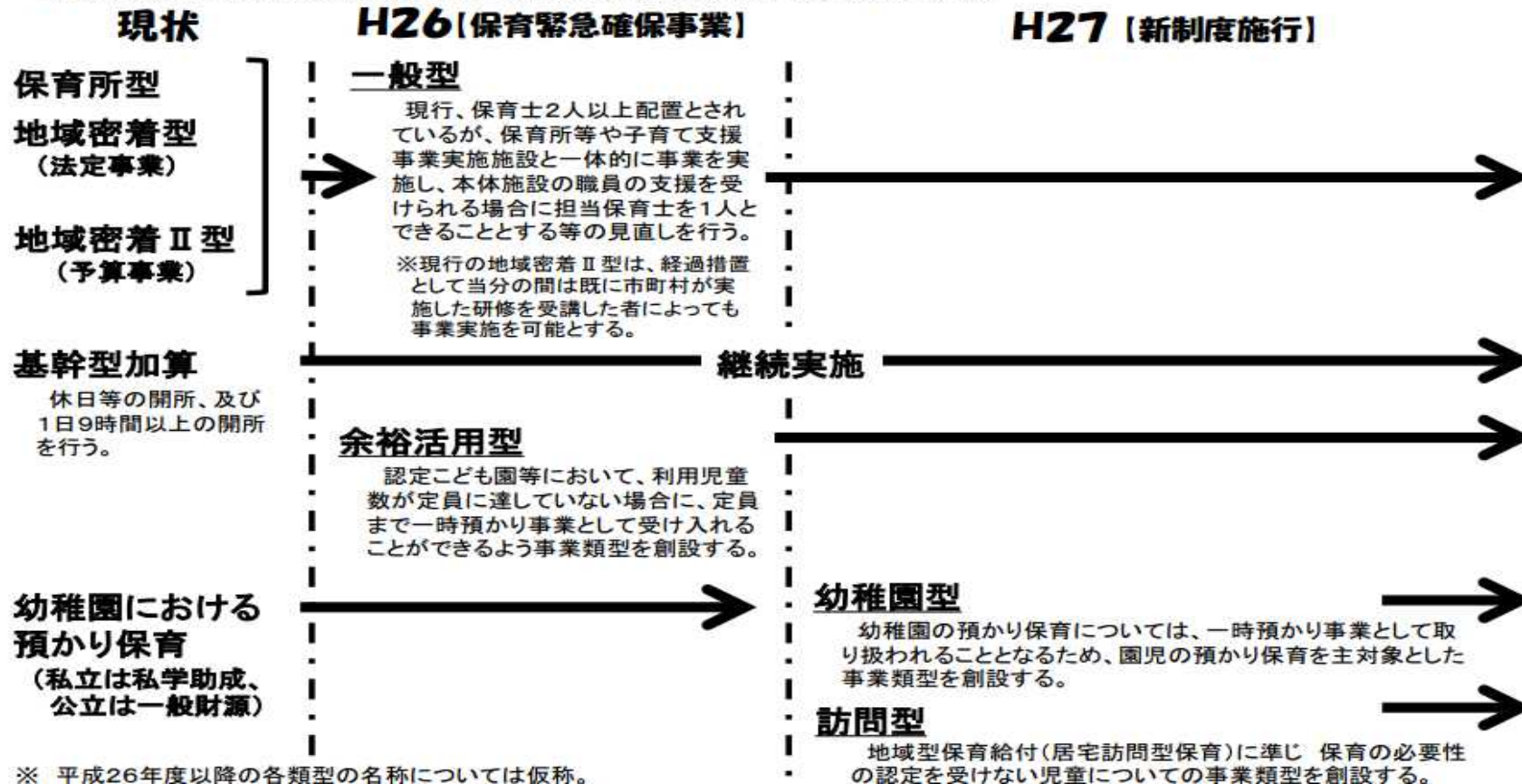
2 一時預かり事業（一般型・余裕活用型等）

(1) 事業概要

日常生活上の突発的な事情により、一時的な家庭での保育が困難となった場合等に、保育所等において一時的に児童を預かる。

(2) 事業構成

事業構成として、地域の実情に応じて活用できるよう、以下のとおりとする。



※ 平成26年度以降の各類型の名称については仮称。

V 一時預かり事業

(3) 量の見込みと確保方策

年度		26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
量の見込み		- 人日	671,965 人日	671,766 人日	664,789 人日	656,167 人日	647,940 人日	
確保 方策	確保量	- 人日	538,268 人日	570,417 人日	594,208 人日	622,061 人日	647,940 人日	
	一時預かり事業	201,306 人日	464,527 人日	494,922 人日	518,861 人日	547,828 人日	574,812 人日	
	具体策	一般型	保育所	500 か所	380 か所	349 か所	336 か所	327 か所
			認定こども園	- か所	133 か所	183 か所	207 か所	227 か所
			地域子育て支援拠点	- か所	4 か所	6 か所	6 か所	6 か所
			その他	- か所	48 か所	66 か所	83 か所	83 か所
訪問型			- か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	

※「量の見込み」及び「確保量」の各欄については、ファミリー・ホーム・センター事業、トワイライトステイを含む一時預かり全体の数値

<参考：一時預かり関係事業の「量の見込み」と「確保方策」総合>

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
量の見込み		671,965 人日	671,766 人日	664,789 人日	656,167 人日	647,940 人日		
確保量		538,268 人日	570,417 人日	594,208 人日	622,061 人日	647,940 人日		
確保 方策	一時預かり事業 (幼稚園型を除く)		464,527 人日	494,922 人日	518,861 人日	547,828 人日	574,812 人日	
	具体策	一般型	保育所	380 か所	349 か所	336 か所	327 か所	331 か所
			認定こども園	133 か所	183 か所	207 か所	227 か所	235 か所
			地域子育て支援拠点	4 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所
			その他	48 か所	66 か所	83 か所	83 か所	83 か所
			訪問型	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)		73,615 人日	75,371 人日	75,225 人日	74,107 人日	73,002 人日	
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)		126 人日	124 人日	122 人日	126 人日	126 人日		

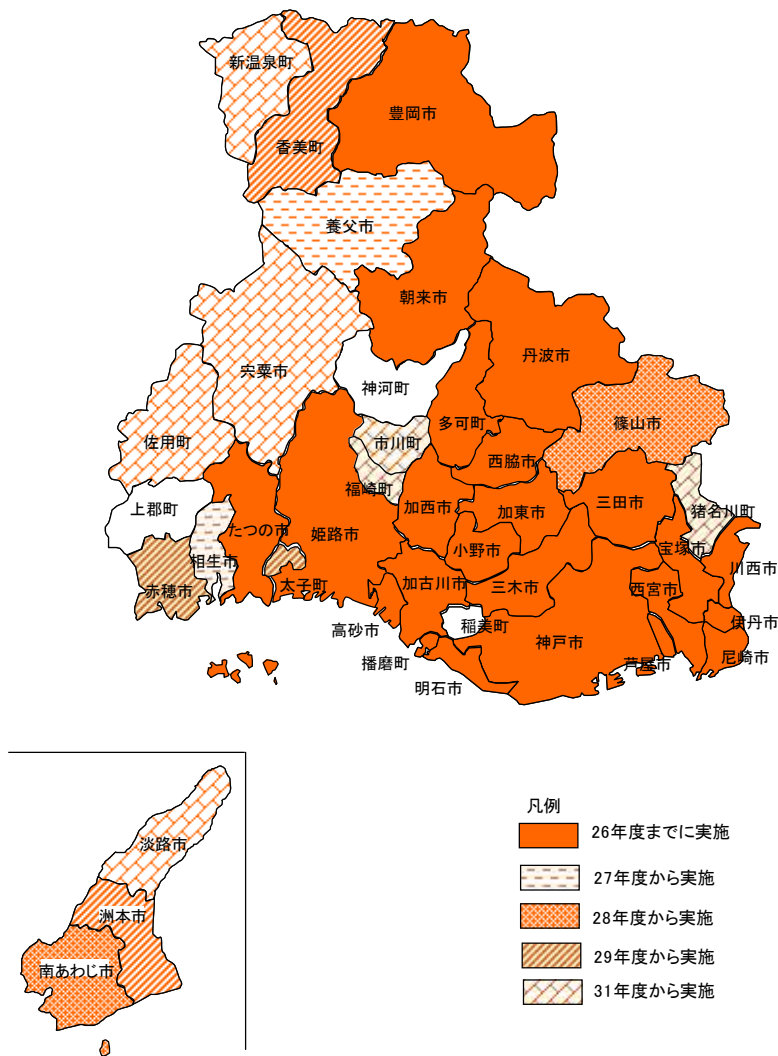
V 病児保育事業

1 事業概要

	病児対応型・病後児対応型	体調不良児対応型	非施設型(訪問型)
事業内容	地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業 ※平成23年度から実施
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから(病後児の場合は、病気の回復期であり)、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めたとおむね10歳未満の児童	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児
実施主体	市町村(特別区を含む)又は市町村が適切と認めたる者	市町村(特別区を含む)又は保育所を経営する者	市町村(特別区を含む)又は市町村が適切と認めたる者
実施要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 看護師: 利用児童おおむね10人につき1名以上配置 保育士: 利用児童おおむね3人につき1名以上配置 ■ 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 看護師等を常時2名以上配置(預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度) ■ 保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 預かる病児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか1名に対して、1名程度とすること等
交付実績(H24年度)	1,102か所 (病児対応型561か所、病後児対応型541か所) (延べ利用児童数 約49万人)	507か所	1か所

V 病児保育事業

2 本県の病児保育の実施状況と実施予定



実施状況 (H26.12.1 現在)

	病児 対応型	病後児 対応型	合計
神戸市	13		13
姫路市	1	3	4
宝塚市	1	2	3
加古川市		3	3
西宮市	1	1	2
尼崎市	2		2
伊丹市		2	2
明石市	1	2	3
丹波市	1	1	2
芦屋市	1		1
川西市		1	1
三田市	1		1
高砂市	1		1
播磨町		1	1
西脇市	1		1
三木市	1		1
小野市	1		1
加西市	1		1
加東市		1	1
多可町		1	1
たつの市		1	1
豊岡市	1		1
朝来市		1	1
合計	28	20	48

H25年度利用実績

施設種別	施設数	利用人数	1施設あたり 平均利用者
病児保育施設	24	16,783人	699人
病後児保育施設	19	1,705人	90人

※ 定員数は施設毎に異なる

V 病児保育事業

3 これまでの経緯等

- (1) 本県では、現行の制度となった H19 年度は病児対応型・病後児対応型の外に自園型（現体調不良型）も補助対象としていた。
- (2) H20 年度から利用状況を踏まえて、一つの病児保育施設を複数の保育所利用者が活用することを推奨し、体調不良児型への補助を廃止した（既存施設は1年の経過措置）。
- (3) この際、保育所の子どもの欠席率や、病児保育施設の利用率等から、標準的な定員4人の病児保育施設を保育所に通う子ども1,500人に1か所整備することを目安とした。
- (4) 昨年度、保育所の欠席率や病児保育施設の利用率等の調査を行ったが、利用率等に大きな変化はなかった。
- (5) 国では、本事業はキャンセル率が高く、また利用者数が一定にならないなどにより、慢性的な赤字体質であることから、今年度、補助基準額を引き上げた。

4 課題

- (1) 市町合併等により市町域が拡大しているが、従来通り保育所の利用児童数だけに着目した配置計画で良いか。
- (2) 市町が行った利用見込み調査では、実績を大幅に上回るニーズが算出されているが、過去の利用率等を考慮すると、実際の利用に繋がるかは不透明である。
- (3) 働き方が多様化する中、保護者が安心して働けるよう病児保育施設の設置は必要であるが、ワーク・ライフ・バランスの観点から、大幅に本事業を増やすのは適当でないとの意見もある。

5 推進方策案

- (1) 未実施市町については、働く保護者のセーフティーネットとして、1市町に最低1施設の設置を働きかける。
- (2) 事業者がいらないため、実施できない市町には、広域利用（設置）を働きかける。
- (3) 1,500人に1か所以上の病児保育施設を求める市町に対しては、まず広域利用やファミリー・サポート・センター事業による補完の検討を依頼する。その上でもなお、地域の実情により病児保育施設が必要な場合は、市町計画の範囲で個別に対応する。

V 病児保育事業

(4) 従来の施設型に加えて、訪問型についても市町が計画に掲載している場合は実施を検討する。なお、体調不良児型については、効率性の問題から実施を認めないものとする。

6 量の見込みと確保方策

年度	26年度 (実績見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
量の見込み	- 人日	59,499 人日	58,843 人日	58,072 人日	57,404 人日	56,571 人日		
確保量	- 人日	46,246 人日	48,569 人日	51,906 人日	52,732 人日	56,571 人日		
確保方策	具体策	病児保育事業	7,551 人日	45,999 人日	48,324 人日	51,564 人日	52,392 人日	56,148 人日
		総定員	182 /日	245 /日	259 /日	277 /日	284 /日	322 /日
		病児対応型	28 か所	34 か所	38 か所	42 か所	43 か所	47 か所
			147 定員/日	186 定員/日	198 定員/日	204 定員/日	208 定員/日	226 定員/日
		病後児対応型	19 か所	25 か所	27 か所	30 か所	31 か所	36 か所
			35 定員/日	59 定員/日	61 定員/日	70 定員/日	73 定員/日	93 定員/日
		体調不良児 対応型	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
			0 定員/日	0 定員/日	0 定員/日	0 定員/日	0 定員/日	0 定員/日
		訪問型	0 か所	0 か所	0 か所	2 か所	2 か所	2 か所
			0 定員/日	0 定員/日	0 定員/日	3 定員/日	3 定員/日	3 定員/日
実施市町数	23 市町	25 市町	27 市町	31 市町	31 市町	38 市町		
ファミリー・サポート・センター事業	- 人日	247 人日	245 人日	342 人日	340 人日	423 人日		

※「量の見込み」及び「確保量」の各欄については、ファミリー・サポート・センターによる病児・病後児預かり事業にかかる数値を含む。

※病児保育事業未実施3町（稲美町、神河町、上郡町）はファミリー・サポート・センター事業で対応する。

VI 放課後児童クラブ

1 事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に小学校の余裕教室、児童館等を活用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。

2 開設状況等

(1) ニーズのある全小学校区での開設を促進してきた結果、H26. 5. 1 の開設状況は次のとおり。

- ア 開設数 873 箇所
- イ 開設率 92.4% (全県 772 校区中 713 校区で開設)
- ウ 登録児童数 3.7 万人
- エ 待機児童数 466 人 (14 市町)
- オ 未開設校区数 57 校区 (11 市町)
- カ 開設時間 (平日)

開設時間	～17:00	～17:30	～18:00	～18:30	18:31～	合計
クラブ数	16 (2%)	1	402 (46%)	199 (23%)	255 (29%)	873 (100%)
	419 (48%)			454 (52%)		873 (100%)

(2) 県としては、今年度から、国の補助要件を下回る利用定員 9 人以下 4 人以上の小規模の児童クラブに対する補助制度を創設

小規模児童クラブ運営費補助
補助基準額：1,546 千円
負担割合：県 1/2、市町 1/2

VI 放課後児童クラブ

3 「放課後子どもプラン」から「放課後子ども総合プラン」へ

平成19年度から少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能・教育力の低下等、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、「放課後児童クラブ」（厚労省所管）と「放課後子ども教室」（文科省所管）とを一体的に推進する「放課後子どもプラン」が進められてきたが、一体化・連携を促進するため「放課後子ども総合プラン」に移行する。

現状

- 共働き家庭などの児童に対し、**放課後に適切な遊び・生活の場を提供する放課後児童クラブを実施**
平成25年には**約89万人が利用**
*登録児童数 平成19年:749,478人 → 平成25年:889,205人 / *クラブ数 平成19年:16,685か所 → 平成25年:21,482か所
- また、平成19年から**放課後子どもプラン（放課後子供教室と放課後児童クラブを一体的に、又は連携して実施）**を開始したが、**十分に進んでいるとは言えない**

- 放課後児童クラブを希望しても利用できなかった児童が存在
※平成19年:14,029人 / 平成25年:8,689人
 - 保育所と比べると**開所時間が短い** ※18時を超えて開所しているクラブ:約62%(平成25年) / 保育所:約85%(平成23年)
※平成26年度予算(保育緊急確保事業)に、長時間開所するクラブへの支援のための費用を計上
- ⇒ **就学児童の放課後の安心・安全な居場所の整備を進め、子どもが小学校に入学するとこれまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況（いわゆる「小1の壁」）を打破する必要**

- 次代を担う人材の育成の観点から、放課後における多様な体験・活動の機会の拡大が重要
- ⇒ **共働き家庭などの児童に限らず、全ての児童が多様な体験・活動を行うことができるようにする必要**

小1の壁の打破

放課後対策の総合的な推進

次代を担う人材の育成

◇一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の計画的な整備

- 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進
- 放課後児童クラブの拡充
- 放課後子供教室の拡充

◇民間サービスを活用した多様なニーズへの対応



VI 放課後児童クラブ

放課後子ども総合プランについて

◇一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の計画的な整備

「小1の壁」を打破するため、共働き家庭等の児童にとって安心・安全な居場所を確保

次代を担う人材の育成のため、全ての児童が多様な体験・活動を行うことができる環境を整備

○放課後児童クラブの拡充

- 賃借によるクラブ開設を支援
- 幼稚園等の活用の支援を充実
- 高齢者、主婦等による送迎を支援
- 開所時間の延長を促進
- 女性の活躍の推進等による担い手の確保

○一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進

- モデルケースを地方公共団体に提示
 - ※ 一体型でない場合についても、連携のモデルケースを提示する。
- 一体型の整備の支援を充実

○放課後子供教室の拡充

- 全ての児童を対象とした学習支援・多様なプログラムの充実
- 大学生、企業OB、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な人材の参画促進

※ 国は、市町村行動計画を策定して整備する市町村に対し、財政支援

次世代育成支援対策推進法の市町村行動計画に基づき推進

学校の余裕教室等を徹底活用

(別紙参照)

■ 放課後児童クラブについて、平成31年度末までに約30万人分を新たに整備
(約90万人⇒約120万人)

■ 全小学校区(約2万か所)で一体的に、又は連携して実施

➢ 約1万か所以上を一体型とする
(約600か所⇒約1万か所以上)

※ 同じ学校内等で、地域のニーズに応じ、毎日又は定期的に、一体的に実施

※ 一体型でない放課後児童クラブと放課後子供教室についても連携して実施

※ 全小学校区で放課後子供教室を整備(約1万か所⇒約2万か所)

◇民間サービスを活用した多様なニーズへの対応

※ 必要な予算については、今後平成27年度予算等において要求

サービスの水準・種類に対する多様なニーズに対し、地域の民間サービスを活用し、公的な基盤整備と組み合わせて対応
→ 放課後児童クラブについて、本来事業に加え、高付加価値型のサービスを提供する民間企業の参入 等



VI 放課後児童クラブ

「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」

	放課後子ども教室	放課後児童クラブ
趣旨・目的	安全・安心な活動拠点（居場所）の確保と、学習活動・体験活動の機会を提供する。	共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや <u>生活の場</u> を与えて、その健全な育成を図る。
活動の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・文化活動等の体験活動 ・地域住民との交流活動、昔遊び等 ・学校の予習・復習等の学習活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭同様の生活の場としての<u>保育活動</u> ・指導員による遊び、体験、学習、おやつ等の提供等
実施箇所数(H25)	482ヶ所	853ヶ所
利用児童数(H25)	未集計	34,456人
運営費にかかる助成額(H26)	45,742千円（政令・中核市を除く） （補助基準額例：年間40日以上80日未満開催教室 215千円）	970,488千円（政令・中核市を除く。） （補助基準額例：平均登録数36～45人 3,193千円）
補助要件	対象児童	地域の子ども全般
	指導員等	地域のボランティア（資格要件無し）
	開設日数	年間250日未満
	定員	なし
	開設時間	1日4時間以内（休業日等は8時間以内）
	開設場所	学校の余裕教室、公民館等
	負担割合	国1/3、県1/3、市町1/3（中核市以上：国1/3、市2/3）
		留守家庭の小学校1～3年生 ^{※1} （障害児等は1～6年生）
		放課後児童指導員（ <u>教員免許、保育士等の有資格者</u> ）
		<u>年間250日以上</u>
		10人以上（適正規模40人程度）
		<u>1日平均3時間以上</u> ※2 長時間開設加算有 <u>（長期休暇期間8時間以上）</u>
		<u>専用施設スペース、専用部屋</u>
		国1/3、県1/3、市町1/3（中核市以上：国1/3、市2/3）

VI 放課後児童クラブ

4 課題

- (1) 「小1の壁」を打破するため、待機児童と未開設校区の解消、開設時間の延長が不可欠
- (2) 次代を担う人材育成のため、全ての児童が多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子ども教室の拡充など環境を整備するとともに、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体化・連携の更なる推進が必要

5 推進方策案

- (1) 放課後児童クラブについては、認定こども園、幼稚園、保育所等において、小規模児童クラブ運営費補助を活用し待機児童解消や、利用人数の少ない小学校区での放課後児童クラブの開設を促進するとともに、利用者ニーズを踏まえた開設時間の延長を働きかける。
- (2) 放課後子ども教室との一体化・連携を促進するため、市町に対して、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の作成（子ども・子育て支援法の市町計画と一体策定で可）を働きかける。

6 量の見込みと確保方策

区分	26. 5. 1現在			27年度			28年度			29年度			30年度			31年度		
	低学年	高学年	合計	低学年	高学年	合計	低学年	高学年	合計	低学年	高学年	合計	低学年	高学年	合計	低学年	高学年	合計
量の見込み	34,254	1,216	35,470	37,003	11,478	48,481	37,028	11,629	48,657	36,893	11,823	48,716	36,738	11,908	48,646	36,436	11,972	48,408
確保方策				35,694	6,689	42,383	36,342	7,811	44,153	36,663	9,399	46,062	36,685	10,831	47,516	36,436	11,972	48,408

VI 放課後児童クラブ

放課後児童クラブの基準について

- 放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった
- このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を策定・公布した

※職員のみ従うべき基準（他の事項は参酌すべき基準）

<主な基準>

支援の目的（参酌すべき基準）（第5条）

- 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

職員（従うべき基準）（第10条）

- 放課後児童支援員（※1）を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）

※1 保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者（※2）

※2 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

開所日数（参酌すべき基準）（第18条）

- 原則1年につき250日以上

※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

その他（参酌すべき基準）

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

対象児童

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生